

寒川町町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月20日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 9 号

寒川町町税条例の一部を改正する条例

寒川町町税条例(昭和 60 年寒川町条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項の納税証明書に法第 382 条の 4 に規定する住所に代わる事項の記載をしたものの交付手数料の計算方法その他の事項については、当該証明書の交付手数料の例による。

第 17 条第 1 項中「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。)」を加える。

第 27 条の 2 の 2 を第 27 条の 2 の 4 とし、第 27 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

- 第 27 条の 2 の 2 法第 382 条の 2 に規定する固定資産課税台帳(同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料の計算方法その他の事項については、寒川町手数料条例の定めるところによる。ただし、法第 416 条第 3 項又は第 419 条第 8 項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

- 2 前項の固定資産課税台帳に法第 382 条の 4 に規定する住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧の手数料の計算方法その他の事項については、当該固定資産課税台帳の閲覧の手数料の例による。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

- 第 27 条の 2 の 3 法第 382 条の 3 に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付手数料の計算方法その他の事項については、寒川町手数料条例の定めるところによる。

2 前項の証明書に法第 382 条の 4 に規定する住所に代わる事項の記載をしたものの交付手数料の計算方法その他の事項については、当該証明書の交付手数料の例による。

第 29 条第 1 号エ中「及び」を「、」に改め、「3 輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 1 項第 13 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第 11 項第 3 号から第 5 号までの規定中「法附則第 15 条第 26 項」を「法附則第 15 条第 25 項」に改め、同項第 6 号中「法附則第 15 条第 33 項」を「法附則第 15 条第 32 項」に改め、同項第 7 号中「法附則第 15 条第 34 項」を「法附則第 15 条第 33 項」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(9) 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する条例で定める割合 3 分の 1

附則第 12 項中「及び第 15 項から第 18 項まで」を「、第 15 項及び第 16 項」に改める。

附則第 14 項を削る。

附則第 15 項の見出し中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分の」を削り、同項中「のうち、自家用の乗用のもの」及び「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の種別割に限り、当該軽自動車が」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「前項第 1 号」を「次」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	1,000 円
第 2 号ア(ウ) a	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
第 2 号ア(ウ) b	3,800 円	1,000 円

	5,000 円	1,300 円
--	---------	---------

附則第 15 項を附則第 14 項とし、第 16 項を削る。

附則第 17 項中「法附則第 30 条第 7 項」を「法附則第 30 条第 3 項」に改め、「当該ガソリン軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 14 項第 2 号の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア(イ)中「3,900 円」とあるのは「2,000 円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900 円」とあるのは「3,500 円」」に改め、同項を附則第 15 項とする。

附則第 18 項中「法附則第 30 条第 8 項」を「法附則第 30 条第 4 項」に改め、「当該ガソリン軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 14 項第 3 号の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア(イ)中「3,900 円」とあるのは「3,000 円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900 円」とあるのは「5,200 円」」に改め、同項を附則第 16 項とする。

附則中第 19 項を第 17 項とし、第 20 項を第 18 項とし、第 21 項を第 19 項とし、第 22 項を削り、第 23 項を第 20 項とし、第 24 項から第 28 項までを 3 項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 29 条第 1 号エの改正規定及び附則第 4 項の規定 令和 5 年 7 月 1 日
- (2) 第 17 条第 1 項の改正規定及び次項の規定 令和 6 年 1 月 1 日
- (3) 第 8 条に 1 項を加える改正規定及び第 27 条の 2 の 2 を第 27 条の 2 の 4 とし、第 27 条の 2 の次に 2 条を加える改正規定 民法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 24 号)附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日(令和 6 年 4 月 1 日)

(町民税に関する経過措置)

- 2 前項第 2 号に掲げる規定による改正後の寒川町町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和 6 年度分以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の寒川町町税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 4 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 4 前項第 1 号の規定による改正後の寒川町町税条例第 29 条第 1 号エの規定は、令和 6 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 5 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 5 令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に取得されたこの条例による改正前の寒川町町税条例附則第 22 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第 12 項及び第 14 項から第 16 項までの規定は、令和 5 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 4 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。